

9月19日(木) 18:30~

会場：Zoom 及び国労会館大会議室



第190回定例研究会

誰でも参加できます。
Zoomでの参加の方は
前日までに連絡ください。

労働基準関係法制研究会の議論 の状況とそこから見えてくる問題点

報告：北上 紘生 弁護士（鷹匠法律事務所所属）

これからの企画

◆第191回定例研究会

日時…10月17日(木)

18:30~

場所…国労会館会議室&Zoom

内容…「未定」

報告…「未定」

◆第192回定例研究会

日時…11月21日(木)

18:30~

場所…国労会館会議室&Zoom

内容…「未定」

報告…「未定」

「労使自治を軸」とした労基法の 適用除外の問題点とは

2024年1月から、労働基準関係法制研究会（以下「本研究会」と略す）が開催されている。現在の議論は主に4点ある。(1)労働時間法制としては、①最長労働時間法制、②労働時間からの解放の規制、③割増賃金規制が議論されている。(2)「事業」については、事業単位を原則としつつ、企業単位化が妥当か検討すべきなどの議論がされている。(3)「労働者」の議論としては、プラットフォームワーカーや研修医の教育と労働の境界、フリーランスの労働者該当性などが議論されている。(4)労使コミュニケーションでは、集团的労使コミュニケーションの課題と解決方法について議論がされている。

2024年1月16日に一般社団法人日本経済団体連合会が労働法制に関する提言を行った。その際に労使自治を軸として労基法の適用除外（デロゲーション）を拡大することを提言した。このような提言もあり、本研究会では労基法の適用除外の拡大についても検討されているが、適用除外の拡大は労働者側に不利に働く側面もあることが懸念される。他にも勤務間インターバル制度などの導入なども議論されているが、議論を検討していくと労働者保護に資するのかが疑問な点も出てきている。本件では現時点において検討されている議論状況について問題点を指摘することを主たるテーマとします。

※連絡先：〒420-0851 静岡市葵区黒金町55番地 静岡交通ビル3階301号（静岡県評内）
静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール roudouadv@cy.tnc.ne.jp ホームページ <http://shizuokarouken.sakura.ne.jp/index.html>